

# 入札公告

次のとおり、一般競争入札に付します。

令和6年12月2日

支出負担行為担当官  
佐賀労働局総務部長 和田 雅弘

◎調達機関番号 017 ◎所在地番号 41

## 1 調達内容

- (1) 件名 令和7年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給（単価契約）
- (2) 仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日まで
- (4) 需要場所 仕様書による。
- (5) 入札方法

- ① 入札金額は、入札に参加する業者において設定する契約電力に対する単価（月額）及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる。）を根拠とし、当局が提示する全需要場所における月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した対価の年間総価（入札金額内訳書により計算した全需要場所の対価の合計）とすること。なお、入札価格の算定に当たっては、力率を100%とし、発電費用等に係る燃料価格変動調整額、卸電力取引市場における市場価格に係る市場価格変動調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- ② 入札金額内訳書は需要場所ごとに作成し、入札に参加する業者において需要場所ごとに設定する契約電力に対する単価（月額）及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる。）を記載すること。
- ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ④ 契約金額は、入札金額内訳書に記載した単価とする。

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下、予決令と略す。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条各号に該当しない者であること。
- (3) 予決令第72条の規定に基づき、令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資

格)において、九州・沖縄地域で「物品の販売」のA、B、C又はD等級のいずれかに格付けされている者であること。

- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働保険をいう。）に加入しており、かつ保険料の滞納がない者であること。（直近2年間の保険料の未納が無いこと。）
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者でないこと。
- (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 過去3年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (10) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (11) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、入札説明書に掲げる入札適合条件を満たしている者であること。

### 3 電子調達システムの利用

本入札案件は、政府電子調達システムにより行い、契約書の締結は原則として電子契約によることとする。なお、政府電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

### 4 入札関係書類

#### (1) 配布場所

佐賀第2合同庁舎4階（佐賀市駅前中央3丁目3番20号）

佐賀労働局総務部総務課（担当：会計第1係 小車） 電話番号：0952-32-7155

佐賀労働局のホームページからダウンロードが可能。

#### (2) 配布期間

本公告日から令和7年1月6日（月）まで

#### (3) 入札説明会

(1)の場所において、令和7年1月6日（月）まで随時実施する。

#### (4) 入札申込書等（証明書等）提出期限

令和7年1月6日（月） 17時00分まで

#### (5) 入札書提出期限

令和7年1月8日（水） 10時30分まで

### 5 入札会の開札場所及び日時

#### (1) 紙入札の開札場所

佐賀労働局 総務課横会議室（佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階）

#### (2) 紙入札の開札日時

令和7年1月8日（水） 11時00分 \*開札後、電子調達システムへの登録を行う。

#### (3) 電子調達システムの開札日時

令和7年1月8日（水） 11時15分

## 6 その他

### (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

### (3) 本件入札に要求される事項

この一般競争入札に参加する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類及び封印した入札書を、それぞれの受領期限までに提出しなければならない。入札者は支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記確認書類と併せて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

### (4) 押印の不要

担当者等から提出される契約関係書類は事業者としての決定であることから、押印は不要である。

### (5) 入札書の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札説明書の「無効入札」に該当する入札書は、無効とする。

また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

### (6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (7) 契約書作成の要否

要

### (8) その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。

# 入札説明書

佐賀労働局

佐賀労働局の下記契約に係る入札については、入札公告、入札説明書及び仕様書等によるものとする。

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和7年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給（単価契約）
- (2) 仕様 仕様書による。
- (3) 履行期間 仕様書による。
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法
  - ① 入札金額は、入札に参加する業者において設定する契約電力に対する単価（月額）及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる。）を根拠とし、当局が提示する全需要場所における月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した対価の年間総価（入札金額内訳書により計算した全需要場所の対価の合計）とすること。なお、入札価格の算定に当たっては、力率を100%とし、発電費用等に係る燃料価格変動調整額、卸電力取引市場における市場価格に係る市場価格変動調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
  - ② 入札金額内訳書は需要場所ごとに作成し、入札に参加する業者において需要場所ごとに設定する契約電力に対する単価（月額）及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる。）を記載すること。
  - ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ④ 契約金額は、入札金額内訳書に記載した単価とする。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (7) 本案件は、電子調達システムにより執行する。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出の上、紙入札方式で参加することができる。

## 2 競争参加資格

- (1) 次の各号の一に該当する者であること。

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、九州・沖縄地域で「物品の販売」のA等級、B等級、C等級又はD等級に格付けされている者であること。
- ④ 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働保険をいう。）に加入し、かつ保険料の滞納がない者であること。  
（直近2年間の保険料の未納が無いこと。）
- ⑤ 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- ⑥ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- ⑦ 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者でないこと。
- ⑧ 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ⑨ 過去3年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- ⑩ 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。
- ⑪ 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、別紙2-2別添に掲げる入札適合条件を満たしている者であること。

(2) 入札参加申込書等（証明書等）の提出について

- ① この一般競争に参加を希望する者は、以下に示す場所に競争参加資格を有することを証明する下記書類を期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- ② 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ③ 一旦受領した書類は返却しない。
- ④ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。

(ア) 提出期限

令和7年1月6日（月）17時00分まで

(イ) 提出場所

佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階

佐賀労働局総務部総務課（担当：会計第一係 小車） 電話番号：0952-32-7155

(ウ) 提出書類及び方法

○電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札参加申込書（別紙1）</li> <li>・誓約書（別紙2）</li> </ul>	<p>スキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより送信すること。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・適合証明書（別紙２－２）</li> <li>・一般競争参加資格審査結果通知書（写）</li> <li>・直近２年間の社会保険等の保険料の納入が証明できる書類（領収書の写しで可）（※）</li> <li>・登録小売事業者であることを証する書類（写）</li> </ul>	
--	--

（※）社会保険等とは、上記２（１）④に掲げる制度のことを言い、この制度が適用される者にあつては、本入札の入札書提出期限の直近２年間（労働保険については２保険年度）の保険料の納入が証明できる書類（領収証の写しで可）を提出すること。

なお、各保険料のうち、労働保険については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては、納付期限が到来しているものに限る。）こと。

#### ○紙入札による場合

上記の書類に加え、「紙入札方式による参加にかかる理由書」（別紙３）を提出すること。

#### （３）その他

上記の提出書類を提出せず、又は虚偽の記載をした書類を提出した場合は、当該者の入札は無効とする。

### ３ 契約条項を示す場所等

#### （１） 契約書の作成の要否

落札者の決定後、当該契約の締結につき、契約書の作成を要する。

#### （２） 契約条項を示す場所（問い合わせ先）

佐賀市駅前中央３丁目３番２０号 佐賀第２合同庁舎４階

佐賀労働局総務部総務課（担当：会計第一係 小車） 電話番号：0952-32-7155

#### （３） 入札説明会について

（２）の場所において、令和７年１月６日（月）まで随時実施する。

### ４ 入札書等の提出について

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札を無効とする。なお、電子調達システムにより応札する場合は、通信状況により提出期限内に入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

入札者は、その提出した入札書の引換、変更または取消しをすることはできない。

#### （１） 入札書の提出期限

令和７年１月８日（水）１０時３０分

#### （２） 入札書の提出場所

上記３（２）に同じ。

#### （３） 提出書類及び方法

① 電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
・入札金額内訳書（別紙4-2～4-6 *任意様式 ・委任状（別紙5） *該当者のみ	スキャナ等により電子データ化したものを添付して、電子調達システムにより入札金額を送信すること。

② 紙入札による場合

上記①の書類に加え、「入札書」（別紙4）を提出すること。

また、提出方法は持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）によることとする。

- \* 入札書と入札金額内訳書は、封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官佐賀労働局総務部長）及び「令和〇年〇月〇日開札 [入札件名]」を記入すること。
- \* 郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「令和〇年〇月〇日開札 [入札件名] の入札書在中」の旨記入し、中封筒には上記と同様に氏名等を記入すること。

(4) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、委任の手続きを行うこと。
- ② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称または商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して、入札書の提出期限までに「委任状」を提出すること。  
担当者等から提出される契約関係書類は事業者としての決定であることから、押印は不要である。
- ③ 入札者またはその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

5 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ①参加する資格を有しない者による入札
- ②当該競争入札について不正行為を行ったものによる入札
- ③書面による入札において記名を欠く入札
- ④入札書の金額及び記名について誤脱及び判読不可能なものがある入札
- ⑤入札金額の記載を訂正した入札
- ⑥入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがある入札
- ⑦1人で2以上の入札をした者による入札
- ⑧代理人でその資格のない者による入札
- ⑨支出負担行為担当官が要求する書類等を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書

に反することとなった者による入札

⑩前各号に掲げるもののほか競争の条件に違反した者による入札

## 6 入札の延期等

入札参加者及びこれに関連する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、または行おうとしていると認めるとき、また、入札条件の変更その他必要と認めるときは、入札を延期し、若しくは取り止めることがある。

## 7 開札

### (1) 開札の場所及び日時

#### ① 紙入札の開札場所

佐賀第2合同庁舎4階 佐賀労働局総務課横会議室（佐賀市駅前中央3-3-20）

#### ② 紙入札の開札日時

令和7年1月8日（水）11時00分から

#### ③ 電子調達システムの開札日時

令和7年1月8日（水）11時15分から

### (2) 政府電子調達システムによる入札の場合

政府電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

### (3) 再度入札

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う（開札場所については（1）と同じ）。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行う。

## 8 入札の辞退

(1) 入札を辞退するときは、入札執行前までに、入札辞退届を支出負担行為担当官等に直接持参し、または郵送にて提出する。

(2) 入札を辞退したものは、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

## 9 落札決定の取消

落札決定後であっても、入札に関して共謀結託その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。

## 10 入札結果（契約情報）の公表

(1) 電子調達システムにより執行した案件については、同システムに定める手続きに従い落札者の商号又は名称及び入札価格等を公表することとする。

(2) 一定の条件を満たす案件については、入札件名、契約業者及び契約金額等を佐賀労働局ホームページ等に公表する。

#### 11 代金の支払い

- (1) 当方による検査に合格しなければ代金は支払わない。
- (2) 代金の請求は、契約内容がすべて履行された後、遅滞なく行うこととする。
- (3) 請求書の宛名は「官署支出官 佐賀労働局長」とし、余白に振込先金融機関を表示すること。
- (4) 当方の支払いは、適正な請求書を受領後、30日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。

#### 12 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

佐賀労働局総務部総務課会計第一係 電話番号 0952-32-7155

#### 13 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先

障害発生時及び政府電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ヘルプデスク 0570-000-683  
03-4332-7803 (IP 電話等をご利用の場合)
- ・ホームページ <https://www.p-portal.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、3(2)へ連絡すること。

#### 14 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出 (GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む) をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定) を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

## 一 般 競 争 入 札 参 加 申 込 書

下記の案件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、競争入札に参加したく、下記により申込致します。

1 件名 令和7年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給(単価契約)

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について

- (1) 令和04・05・06年度厚生労働省競争入札参加資格(全省庁統一資格)における等級  
「物品の販売」 ( )等級
- (2) 仕様書に示す規格・内容を調達することができる。 はい・いいえ
- (3) 予算決算および会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい・いいえ
- (4) 支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中ではない。 はい・いいえ
- (5) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない。 はい・いいえ
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者である。 はい・いいえ
- (7) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者ではない。 はい・いいえ
- (8) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者ではない。 はい・いいえ
- (9) 厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間中の者でない。 はい・いいえ
- (10) 過去3年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により、行政処分等を受け又は送検されていないこと。 はい・いいえ
- (11) 入札説明書の交付を受けた者である。 はい・いいえ

(12) 入札業者情報(紙入札業者は必ず記入すること)

1 事業所名	
2 所在地	〒
3 代表者職氏名	
4 代表者電話番号(FAX番号)	FAX( )
5 担当者所属名称	
6 担当者所属所在地	〒
7 担当者氏名	
8 担当者電話番号(FAX番号)	FAX( )
9 担当者メールアドレス(任意)	

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

佐賀労働局総務部長 和田 雅弘 殿

住所

商号又は名称

代表者職氏名又は代理人の氏名

※この申込書は、入札参加資格要件を確認する重要なものであるため、誤記入がないよう関係書類をすべて確認してから記載してください。

## 誓約書

- 私  
 当社

は、下記1、2のいずれにも該当しません。将来においても該当することはありません。

また、下記3の事項につきまして誓約します。

この誓約が虚偽であり、又は報告すべき事項を報告しなかった等のほか、この誓約に反したことにより当方が不利益を被ることとなっても、異義は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

## 記

## 1 契約相手方として不適当なもの

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

## 2 契約相手方として不適切な行為をするもの

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

## 3 厚生労働省所管法令違反

- (1) 過去3年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (2) 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 上記(1)から(3)について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所 (又は所在地)

社名及び代表者名(又は個人名)

※ 個人の場合は生年月日も記載すること。

※ 法人の場合は役員等名簿(別紙2-2)を添付すること。



## 適合証明書

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

## 1. 令和4年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点 数
①	令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
②	令和4年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和4年度の再生可能エネルギー導入状況		
④	省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組		
①～③の合計点数			

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙「二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関する条件」により算出した値を記載すること。

注2) 合計点数が70点以上の者を本案件の入札適合者とする。

注3) 条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関する条件

## 1 条件

①令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数を用いること）、②令和4年度の未利用エネルギー活用状況、③令和4年度の再生可能エネルギー導入状況の3項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	配点
①令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000 以上 0.350 未満	70
	0.350 以上 0.375 未満	65
	0.375 以上 0.400 未満	60
	0.400 以上 0.425 未満	55
	0.425 以上 0.450 未満	50
	0.450 以上 0.475 未満	45
	0.475 以上 0.500 未満	40
	0.500 以上 0.525 未満	35
	0.525 以上 0.550 未満	30
	0.550 以上 0.575 未満	25
	0.575 以上 0.600 未満	20
	0.600 以上	0
②令和4年度の未利用エネルギー活用状況	0.675% 以上	10
	0.000% 超 0.675% 未満	5
	活用していない	0
③令和4年度の再生可能エネルギー導入状況	10.0% 以上	20
	5.0% 以上 10.0% 未満	15
	2.5% 以上 5.0% 未満	10
	0.0% 超 2.5% 未満	5
	導入していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

2 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、上記1の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

## 3 契約期間内における努力等

契約事業者は、契約期間の1年間についても、上記1の表による評点の合計が基準（70点）以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

4 上記1①令和4年度二酸化炭素排出係数は、地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和4年度の調整後二酸化炭素排出係数とする。

5 上記1②令和4年度の未利用エネルギー活用状況は、未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和4年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端) (kWh)}}{\text{供給電力量 (需要端) (kWh)}} \times 100$$

(1) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

- ① 工場等の廃熱又は排圧
- ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）」第2条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）
- ③ 高炉ガス又は副生ガス

(3) 未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

(4) 供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

6 上記1③令和4年度の再生可能エネルギー導入状況は、以下の算定式によるもの。

$$\text{令和4年度の再生可能エネルギー導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$$

- ① 令和4年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端【kWh】）
- ② 令和4年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端【kWh】）
- ③ グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）
- ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買い取り制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）
- ⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量（kWh）（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。）
- ⑦ 令和4年度の供給電力量（需要端【kWh】）

- (1) 再生可能エネルギーとは、FIT 法第 2 条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)
- (2) 令和 4 年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤+⑥) には、令和 4 年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限りに、他小売電気事業者への販売分は含まない。
- (3) 令和 4 年度の供給電力量 (⑦) には他電気事業者への販売分は含まない。

7 上記 1 ④に掲げる取組とは、次のような取り組みをいう。

- (1) 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること。
- (2) 需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること。
- (3) 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること。
- (4) 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること。

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
佐賀労働局総務部長 和田 雅弘 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

### 紙入札方式による参加にかかる理由書

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

#### 記

1. 入札案件名

令和7年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給(単価契約)

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

# 入札書

¥	—
---	---

【入札金額内訳書の合計金額を記載すること。  
(消費税額及び地方消費税額を含まない。)

入札件名: 令和7年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給(単価契約)

契約条件: 契約書及び仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

※落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の数字3ケタを記入すること。  
なお、記載がない場合は、連絡先電話番号の末尾3桁を電子くじ番号とします。

--	--	--

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
佐賀労働局総務部長 和田 雅弘 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

(復)代理人

備考: 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消することはできない。

# 入札書

(再度入札用)

¥	—
---	---

【入札金額内訳書の合計金額を記載すること。  
(消費税額及び地方消費税額を含まない。)

入札件名: 令和7年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給(単価契約)

契約条件: 契約書及び仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

※落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の数字3ケタを記入すること。  
なお、記載がない場合は、連絡先電話番号の末尾3桁を電子くじ番号とします。

--	--	--

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
佐賀労働局総務部長 和田 雅弘 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

(復)代理人

備考: 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消することはできない。

# 委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
佐賀労働局総務部長 和田 雅弘 殿

住 所

(委任者) 商号又は名称

代表者職氏名

今般下記の者を代理人として定め、下記権限を委任いたします。

住 所

(受任者) 所属(役職名)

氏 名

記

【件 名】 令和7年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給(単価契約)

【委任事項】 ※該当する項目の□にチェック(✓)を入れること。

- 入札書について
- 入札に係る諸願届出について
- 契約締結について
- 代金の請求及び受領について
- 復代理人の選任について

復代理人への委任事項

- 入札書について
- 入札に係る諸願届出について

# 委任状(復代理人用)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
佐賀労働局総務部長 和田 雅弘 殿

住 所

(委任者) 所属(役職名)

氏 名

今般下記の者を復代理人として定め、下記権限を委任いたします。

住 所

(受任者) 所属(役職名)

氏 名

記

【件 名】 令和7年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給(単価契約)

【委任事項】※該当する項目の□にチェック(✓)を入れること。

- 入札書について
- 入札に係る諸願届出について

# 仕 様 書

佐賀労働局総務部総務課

## 1 件 名

令和7年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給（単価契約）

## 2 需 要 場 所

別添「需要場所一覧表①～⑤」のとおり。

## 3 業種及び用途

官公署（事務所）

## 4 仕様内容

(1) 別添「需要場所一覧表①～⑤」の需要場所全てに供給すること。

(2) 供給電気方式等

- |              |           |
|--------------|-----------|
| ① 供給電気方式     | : 交流3相3線式 |
| ② 供給電圧（標準電圧） | : 6,000V  |
| ③ 計量電圧（標準電圧） | : 6,000V  |
| ④ 標準周波数      | : 60Hz    |
| ⑤ 受電方式       | : 1回線受電方式 |

(3) 供給電機の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電力の割合は40%を満たすこと。また、その環境価値について、佐賀労働局に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2023-02/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%28Japanese%29.pdf>

\*供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、毎月の請求書に書面（任意様式）で添付して提出すること。

(4) 月別予定使用電力量、月別予定最大需要電力、月別力率実績、契約電力について

- ① 別添「需要場所一覧表①～⑤」のとおり。
- ② 月別予定使用電力量、及び月別予定最大需要電力は令和5年9月から令和6年8月までの実績である。
- ③ 月別予定使用電力量はあくまで見込みであり、増減がある場合も了承すること。
- ④ 契約電力は、そのひと月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(5) 供給期間

令和7年4月1日0時00分 から 令和8年3月31日24時00分 まで

(6) 需給地点、計量地点、財産分界点、保安責任分界点について

別添「需要場所一覧表①～⑤」のとおり。

(7) 単位及び端数処理

- ① 契約電力及び最大需要電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。
- ② 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。
- ③ 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。
- ④ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てること。

(8) その他

- ① 契約期間における力率は、100%を保持する予定である。
- ② 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。  
また、電力量料金の燃料費調整及び市場価格調整については、九州地区の一般送配電事業者が定める最終保障供給約款による燃料費調整額及び市場価格調整額を上回らない範囲で協議のうえ調整を行うことができるものとする。
- ③ 仕様書に定めのない供給条件については、九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件を基に協議を行うものとする。

5 代金の請求及び支払いについて

- (1) 当方の検査担当職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。
- (2) 「請求書」の宛名は「官署支出官 佐賀労働局長」とし、余白に振込等を希望する金融機関名等を記載すること。
- (3) 当方の支払いは、適法な請求書を受理後、30日以内に支払う。
- (4) 代金の請求（請求書の提出）は、毎月初日から末日までの月を単位とした使用電力量によるものとし、遅滞なく行うこと。

6 アフターケア

障害発生時の窓口は落札業者に一本化し、誠意を持って対応すること。

7 その他の注意点

- (1) 本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- (2) 落札業者は、仕様書等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 再委託についての要件は、別紙のとおり。

## 再委託についての要件

### 第1 再委託について

- (1) 落札者は、委託業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 落札者は、再委託する場合には、発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託の金額が50万円未満の場合は届出を行うこととする。
- (3) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- (4) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、本委託契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

### 第2 再委託先の変更

落札者は、再委託先を変更する場合、当該再委託の金額が50万円未満に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

### 第3 履行体制

- (1) 落札者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を発注者に提出しなければならない。
- (2) 落札者は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
  - ・ 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
  - ・ 事業参加者の住所の変更のみの場合。
  - ・ 契約金額の変更のみの場合。
- (3) 前項の場合において、発注者は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、落札者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

※ 上記で記載した様式については、契約締結後に交付する。

需要場所一覧表①

需要場所	伊万里労働基準監督署							
	伊万里市立花町大尾1891-64							
受電設備容量 (kVA)	125							
月別 予定 使用 電力量 (kWh)	令和7年4月	1,649	月別 予定 最大 需要 電力 (kW)	令和7年4月	14	月別 力率 実績 (%)	令和7年4月	100
	令和7年5月	1,586		令和7年5月	13		令和7年5月	100
	令和7年6月	2,339		令和7年6月	20		令和7年6月	100
	令和7年7月	5,974		令和7年7月	24		令和7年7月	100
	令和7年8月	6,220		令和7年8月	23		令和7年8月	100
	令和7年9月	4,435		令和7年9月	20		令和7年9月	100
	令和7年10月	1,700		令和7年10月	17		令和7年10月	100
	令和7年11月	2,254		令和7年11月	17		令和7年11月	100
	令和7年12月	3,444		令和7年12月	16		令和7年12月	100
	令和8年1月	3,538		令和8年1月	17		令和8年1月	100
	令和8年2月	3,362		令和8年2月	17		令和8年2月	100
	令和8年3月	3,161		令和8年3月	16		令和8年3月	100
	合計	39,662		契約電力 (令和6年9月現在)	24			
需給地点	伊万里労働基準監督署の構内1号柱に設置した引込開閉器の電源側接続							
計量地点	伊万里労働基準監督署の一号柱に設置した引込開閉器の負荷側							
財産分界点	需給地点に同じ。ただし計量装置は九州電力の所有とする。							
保安責任分界点	需給地点に同じ。							

需要場所一覧表②

需要場所		佐賀公共職業安定所						
		佐賀市白山2丁目1-15						
受電設備容量 (kVA)		475						
月別 予定 使用 電力量 (kWh)	令和7年4月	9,263	月別 予定 最大 需要 電力 (kW)	令和7年4月	61	月別 力率 実績 (%)	令和7年4月	100
	令和7年5月	12,671		令和7年5月	65		令和7年5月	100
	令和7年6月	19,452		令和7年6月	85		令和7年6月	100
	令和7年7月	26,668		令和7年7月	132		令和7年7月	100
	令和7年8月	30,644		令和7年8月	138		令和7年8月	100
	令和7年9月	23,182		令和7年9月	124		令和7年9月	100
	令和7年10月	12,220		令和7年10月	73		令和7年10月	100
	令和7年11月	9,580		令和7年11月	80		令和7年11月	100
	令和7年12月	17,054		令和7年12月	144		令和7年12月	100
	令和8年1月	18,422		令和8年1月	148		令和8年1月	100
	令和8年2月	14,653		令和8年2月	99		令和8年2月	100
	令和8年3月	12,472		令和8年3月	100		令和8年3月	100
	合計	206,281		契約電力 (令和6年9月現在)	148			
需給地点	佐賀公共職業安定所の構内1号柱 柱上の区分開閉器の電源側 接続点							
計量地点	佐賀公共職業安定所の構内1号柱で区分開閉器の負荷側							
財産分界点	需給地点に同じ。ただし計量装置は九州電力の所有とする。							
保安責任分界点	需給地点に同じ。							

需要場所一覧表③

需要場所		唐津公共職業安定所						
		唐津市熊原町3193						
受電設備容量 (kVA)		125						
月別 予定 使用 電力量 (kWh)	令和7年4月	3,233	月別 予定 最大 需要 電力 (kW)	令和7年4月	25	月別 力率 実績 (%)	令和7年4月	100
	令和7年5月	4,193		令和7年5月	39		令和7年5月	100
	令和7年6月	7,503		令和7年6月	39		令和7年6月	100
	令和7年7月	9,820		令和7年7月	41		令和7年7月	100
	令和7年8月	9,342		令和7年8月	41		令和7年8月	100
	令和7年9月	8,890		令和7年9月	41		令和7年9月	100
	令和7年10月	3,386		令和7年10月	36		令和7年10月	100
	令和7年11月	4,984		令和7年11月	32		令和7年11月	100
	令和7年12月	6,789		令和7年12月	32		令和7年12月	100
	令和8年1月	7,031		令和8年1月	33		令和8年1月	100
	令和8年2月	7,042		令和8年2月	34		令和8年2月	100
	令和8年3月	6,772		令和8年3月	33		令和8年3月	100
	合計	78,985		契約電力 (令和6年9月現在)	41			
需給地点	唐津公共職業安定所の構内1号柱 柱上の気中開閉器の電源側 接続点							
計量地点	唐津公共職業安定所の構内1号柱、気中開閉器の負荷側							
財産分界点	需給地点に同じ。ただし計量装置は九州電力の所有とする。							
保安責任分界点	需給地点に同じ。							

需要場所一覧表④

需要場所	伊万里公共職業安定所							
	伊万里市立花町通谷1542-25							
受電設備容量 (kVA)	150							
月別 予定 使用 電力量 (kWh)	令和7年4月	2,395	月別 予定 最大 需要 電力 (kW)	令和7年4月	10	月別 力率 実績 (%)	令和7年4月	100
	令和7年5月	2,492		令和7年5月	14		令和7年5月	100
	令和7年6月	2,995		令和7年6月	19		令和7年6月	100
	令和7年7月	5,361		令和7年7月	39		令和7年7月	100
	令和7年8月	6,098		令和7年8月	43		令和7年8月	100
	令和7年9月	3,915		令和7年9月	29		令和7年9月	100
	令和7年10月	2,470		令和7年10月	13		令和7年10月	100
	令和7年11月	2,856		令和7年11月	18		令和7年11月	100
	令和7年12月	3,748		令和7年12月	31		令和7年12月	100
	令和8年1月	4,161		令和8年1月	32		令和8年1月	100
	令和8年2月	3,431		令和8年2月	26		令和8年2月	100
	令和8年3月	3,380		令和8年3月	19		令和8年3月	100
	合計	43,302		契約電力 (令和6年9月現在)	43			
需給地点	伊万里公共職業安定所1号柱に設置した引込開閉器の電源側接続点							
計量地点	伊万里公共職業安定所1号柱に設置した引込開閉器の電源側接続点引込開閉器の負荷側							
財産分界点	需給地点に同じ。ただし計量装置は九州電力の所有とする。							
保安責任分界点	需給地点に同じ。							

需要場所一覧表⑤

需要場所	鳥栖公共職業安定所							
	鳥栖市東町1丁目1073							
受電設備容量 (kVA)	100							
月別 予定 使用 電力量 (kWh)	令和7年4月	5,266	月別 予定 最大 需要 電力 (kW)	令和7年4月	21	月別 力率 実績 (%)	令和7年4月	100
	令和7年5月	5,818		令和7年5月	33		令和7年5月	100
	令和7年6月	7,091		令和7年6月	34		令和7年6月	100
	令和7年7月	8,242		令和7年7月	35		令和7年7月	100
	令和7年8月	7,737		令和7年8月	35		令和7年8月	100
	令和7年9月	7,867		令和7年9月	34		令和7年9月	100
	令和7年10月	5,274		令和7年10月	33		令和7年10月	100
	令和7年11月	4,756		令和7年11月	29		令和7年11月	100
	令和7年12月	6,007		令和7年12月	33		令和7年12月	100
	令和8年1月	6,379		令和8年1月	32		令和8年1月	100
	令和8年2月	6,158		令和8年2月	31		令和8年2月	100
	令和8年3月	5,772		令和8年3月	30		令和8年3月	100
	合計	76,367		契約電力 (令和6年9月現在)	35			
需給地点	ソネザキSS系トス線302エ221柱より引込んだ架空引込線と甲の構内1号柱に甲が設置した気中開閉器の電源側接続点							
計量地点	鳥栖公共職業安定所の構内1号柱上に設置した気中開閉器の負荷側							
財産分界点	需給地点に同じ。ただし計量装置は九州電力の所有とする。							
保安責任分界点	需給地点に同じ。							